

障害福祉関係ニュース 平成28年度6号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算339号
(平成28年8月25日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

- | | | |
|---|---|--------|
| 1 | 厚生労働省「事件の検証及び再発防止対策チーム」を設置 | …P. 1 |
| 2 | 厚生労働省「社会福祉法人制度改革の施行に向けたブロック別担当者会議」にて新たな「社会福祉法人制度改革に関するFAQ」が示される | …P. 2 |
| 3 | 平成28年6月20日発出『社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について』に関するFAQの問31・32の訂正について | …P. 6 |
| 4 | 内閣府「第29回障害者政策委員会」が開催される | …P. 7 |
| 5 | 中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成受付を開始 | …P. 9 |
| 6 | 全社協「ボランティア全国フォーラム2016」の開催（ご案内） | …P. 11 |

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 厚生労働省「事件の検証及び再発防止対策チーム」を設置 ～津久井やまゆり園の事件を受けた厚生労働省の対応～

本ニュース第338号（8月10日発行）でご報告のとおり、厚生労働省は事件を受けて開催された関係閣僚会議の検討をふまえ、事件の検証及び再発防止策の協議を進めることを目的とした「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」（座長：山本輝之成城大学法学部教授）を設置し、8月10日（水）に第1回会合を開催しました。

冒頭、塩崎厚生労働大臣より、「検証・検討チームにおいては、まず、何が起きたのか、どういう経緯を辿ってこの事件発生に至ったのか等、あらゆる事実関係をよく精査することが何より重要であり、その上で、現行制度の下で何をしておけばこの事件を防ぎ得ていたのかよく検証するとともに、現行制度に加え、いかなる新たな政策や制度が必要なのか等を、今後の再発防止策として提案していくことが重要である」との発言がありました。

会議では、「1. 福祉施設における防犯対策について」、「2. 精神保健福祉法の措置入院に係る手続について」、「3. 退院後のフォローアップについて」、「4. 警察等の関係機関との情報共有のあり方について」の4つの論点について協議が行われました。

特に、「1. 福祉施設における防犯対策について」では、「外からの侵入に備えた警備に重点が置か

れると、『地域に開かれた施設』という方向性に矛盾してしまうのではないか」という議論や、「現場となった施設は160名程度が居住していたが、障害者の福祉全般の方向性として、小規模な施設で地域の中で生活していくことを進めている中において、防犯対策をどのように考えるべきか」という議論がありました。

第2回会合は8月19日（金）に開催されました。次号にて概要を報告いたします。

第1回会合資料の詳細は、下記URLをご参照ください。

**[厚生労働省] ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 障害保健福祉部が実施する検討会等
> 相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チームの開催について
> 『相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム（第1回）』**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=373375>

一通知「津久井やまゆり園の事件による不安を和らげる心のケアの充実について」一

また、厚生労働省は、8月10日付で標記通知を各自治体宛に発出しました。津久井やまゆり園の利用者・家族・職員等に対する相談支援の実施の報告とあわせて、当該施設の関係者以外でも報道等を通じて事件に接した障害者、家族及び職員等が不安な気持ちになることが考えられることから、

- ① 精神保健福祉センター及び保健所等における相談支援・情報提供等
- ② 障害福祉関係施設等からの要請に基づき技術的支援等を行うこと
- ③ 障害者支援施設・精神保健福祉センター・保健所・医療機関・ボランティア団体等との連携を強化すること

等により、心のケアの充実を図ることを依頼しています。

2. 厚生労働省「社会福祉法人制度改革の施行に向けたブロック別担当者会議」にて新たな「社会福祉法人制度改革に関するFAQ」が示される

厚生労働省は、8月22日より都道府県・指定都市・中核市・一般市の担当者を対象とした「社会福祉法人制度改革の施行に向けたブロック別担当者会議」を開催しています。

ブロック別担当者会議日程	ブロック
8月22日(月)	九州ブロック
8月26日(金)	中国四国ブロック
8月29日(月)	東海北陸ブロック
8月31日(水)	関東信越ブロック
9月2日(金)	北海道ブロック
9月7日(水)	近畿ブロック
9月9日(金)	東北ブロック

今回の会議では、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」（7月8日開催）や「第18回社会保障審議会福祉部会」（8月2日開催）で示された社会福祉充実残額等の素案に加え、各自治体からの主な質問をまとめた「社会福祉法人制度改革に関するFAQ」（8月22日付）、「社会福祉法人の財務諸表等開示システムについて」が示されています。

(1) 「社会福祉法人制度改革に関するFAQ」（8月22日付）の内容（一部抜粋）

※現時点の考え方を示したものであり、今後、変更があり得る。

1. ガバナンス関係

評議員選任・解任委員会関係

問1 評議員が評議員選任・解任委員会の委員になることは、「自分を選任・解任することになるため、適当ではない」(6/20付けFAQ問10)とあるが、当該評議員が、次の評議員に選出されないことが明らかな場合は、委員となる事が可能と考えて良いか。

(答)

1. 法人の判断で、次の評議員にならない者を選任・解任委員にすることは差し支えない。

評議員会関係

問6 評議員会の招集を決定する理事会と、その後開催する評議員会の開催日は、何日の間隔を置くことになるのか。

(答)

1. 定時評議員会においては、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定(改正法第45条の32第1項)との関連から、2週間の間隔を空ける必要があるが、それ以外の評議員会については1週間の間隔を置くことになる。

問7 定時評議員会の招集通知は、計算書類等を添付して、「2週間前」に発しななければならないのか。

(答)

1. 計算書類等の備置きの始期は定時評議員会の日から2週間前の日からであるが、招集通知については1週間前までに通知を発すれば足りる。

役員関係

問8 業務執行理事は必ず置く必要があるのか。

(答)

1. 法人の任意である。

問10 現行の社会福祉法人審査基準では、評議員会を設置していない法人については、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこととされているが、改正法において全法人に評議員会の設置が義務付けられたことに伴い、理事総数に占める職員の割合に制限はなくなるものと考えて良いか。また、法第44条第4項第1号及び第2号に掲げる者が法人内にいて、評議員で承認されれば、理事は全員法人の職員でもよいか。

(答)

1. 理事総数に占める職員の割合の制限は廃止する予定である。
2. 法第44条第4項第1号、第2号及び第3号に掲げる者がそれぞれ1名含まれることが必要であるため、法人の職員の中にそれぞれ該当する3名がいるのであれば、全員が法人の職員であることも可能である。

理事会関係

問14 監事の理事会への出席が義務となったが、監事が欠席した場合に理事会は成立するのか。

(答)

1. 監事は理事の職務の執行を監査する立場にあり、理事会への出席が義務付けられているが、適正な招集通知を行った結果、監事が欠席したとしても、理事会の成立要件を満たしていれば、当該理事会は有効なものとなる。
2. なお、正当な理由がなく監事が理事会を欠席し、そのことにより理事への監督や監査が不十分となり、法人やその関係者が損害を受けた場合には、監事は職務上の義務違反として損害賠償責任を負うこともある。

任期関係

問15 現評議員の任期が平成29年3月中旬で満了する場合、現行制度に基づき、評議員を選任（再任）しても、数日後の3月31日で任期満了となるが、任期満了までに次年度の予算等の評議員会における審議が終了していれば、現行制度に基づく評議員の選任までは行う必要はないと考えてよいか。一方、現理事の任期が平成29年3月中旬で満了する場合はどうか。

(答)

1. 旧法に基づく評議員については、既に平成29年度の予算等の評議員が開催されているなど法人運営に支障がないのであれば、数日間、評議員が欠けることもやむを得ないと考えている。
一方、理事については、平成29年4月1日時点で任期が有効な理事がいない場合には、同日以降、理事が欠けることになってしまうため、平成28年度中に選任（再任）しておくことが必要である。

決算関係

問19 組合等登記令第3条第3項（資産総額の変更登記は毎事業年度末日から2ヵ月以内）は改正されるのか。

(答)

1. 関係省庁と調整の上、社会福祉法施行令の見直しとあわせて10月頃に必要な見直しを行う予定である。

その他

問20 定款例（案）における残余財産の帰属について、社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人が追加されているが、法人において、社会福祉法人に限定することは可能か。

(答)

1. 解散に関する事項は必要的記載事項にあたり、社会福祉法において、残余財産の帰属すべき者を規定する場合には、「社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない」とされているが、法人において、定款で社会福祉法人に限定することは問題ない。

2. 控除対象財産の算定関係

問24 人件費積立金・修繕積立金等の積立資産を控除対象財産に含めないのはなぜか。

(答)

1. 各種積立金については、法人の裁量により設置が認められているところであるが、人件費積立金や修繕積立金を始め、例えば「緊急対策積立金」や「経営改善積立金」、「その他積立金」など、必ずしも使途・目的が明確ではない、多種多様なものが存在している。
2. こうした中、控除対象財産については、各法人にとって公平なルールの下、定量的に算定可能な仕組みとすることが必要であるため、法人の裁量性が高い積立金（積立資産）については、事業継続に必要な最低限の財産には馴染まないと考えている。
3. なお、従来どおり、社会福祉法人会計基準に定めるところにより、法人の判断で積立金を計上することを妨げるものではない。
4. ただし、人件費積立金・修繕積立金等については、「再生産に必要な財産」や「必要な運転資金」の中で控除対象となる場合があり得る。

問26 余裕財産について、長期的な人材確保のための人件費は考慮される予定であるか。

(答)

1. ご指摘の費用については、各法人において人件費積立金などにより対応されているものと考えられるが、問24の回答のとおり、控除対象財産とはならない。
2. なお、人材確保のための経費は、社会福祉充実計画に基づき、社会福祉充実残額を充てることが可能である。

3. 社会福祉充実計画関係

問31 社会福祉充実計画の申請時期について、社会福祉充実残高の計算対象となる会計年度が平成29年4月1日以降に開始する会計年度ということは、平成29年度決算後（平成30年5月末）に社会福祉充実残額が確定するということであり、社会福祉充実計画の申請時期は平成30年5月末以降になるという理解でよいか。

(答)

1. 法55条の2の規定は、平成29年4月1日から施行することとされており、当該規定においては、当該会計年度の前会計年度に係る資産の状況を計算することとされている。
2. したがって、平成29年度の前年度、つまり平成28年度決算から社会福祉充実残額の算定を行う必要があるものである。
3. その算定の結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、平成29年6月30日までに所轄庁に対し、社会福祉充実計画の策定・申請が必要である。

(2) 社会福祉法人の財務諸表等開示システムについて

『規制改革実施計画』（平成26年6月24日閣議決定）や『社会保障審議会福祉部会報告書』（平成27年2月12日）において、社会福祉法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められており、国においても全国的なデータベースを構築することとしています。改

正社会福祉法においても、厚生労働大臣が社会福祉法人に関する情報に係るデータベースの整備を図り、国民にインターネット等を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を実施するよう定められたところです（法59条2）。

この方向性に基づき、厚生労働省では、平成29年度より「社会福祉法人の財務諸表等開示システム」を本格的に稼働させるべく準備を進めています。

すべての社会福祉法人は、WAMNETから入力様式（Excelシート）をダウンロードして、①「現況報告書」（一部の個人情報是非公開とする予定）、②「計算書類」（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表）、③「財産目録」、④「社会福祉充実残額算定シート」を入力します。そして、これらを、電子メール、またはシステム上のアップロードのどちらかの方法で所轄庁へ提出することになります。

このシステムは、各法人の日々の仕訳業務を処理するものではなく、あくまでも各法人がそれぞれ算出した決算データを入力し、計算書類の届出を支援するもの、とされています。

今後の主なスケジュールは以下のとおりです。今秋には自治体向けに、所轄庁による操作説明会が開催される予定です。

【主なスケジュール（予定）】

※本年7月8日開催の厚生労働省「全国担当者説明会」にて示されたもの

○平成28年10～11月

施行運用に向けた自治体向け操作説明会を実施

○平成28年12月頃～

届出ツール「施行運用版」をダウンロードしての施行運用（すべての社会福祉法人を対象とする予定）

○平成29年4～5月

届出ツール「本格稼働版」のダウンロード（すべての社会福祉法人）
本格稼働に向けた自治体向け操作説明会を実施

○平成29年6月以降

提出ツールによる所管庁への届出開始（すべての社会福祉法人）

3. 平成28年6月20日発出『社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について』に関するFAQの問31・32の訂正について

本ニュース第338号（8月10日発行）にてご報告しました6月20日に発出された改正社会福祉法の平成29年4月施行事項に係る6つの事務連絡について、そのなかの1つである『社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について』に関するFAQの問31・32が訂正されました。

新制度における理事、監事、評議員の任期に関する内容の訂正であり、事業年度ではなく会計年度とするのが正しい等の訂正です。詳細は以下でご確認ください。

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQ（訂正箇所のみ）

問31 新制度の理事、監事、評議員の任期について教えていただきたい。

(答) 1. 理事の任期

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の集結の時までとされる（法第45条）。ただし、定款によって短縮することは可能（法第45条ただし書）。

任期の終期が、「定時評議員会の終結の時まで」とされているのは、評議員会で選任されることに鑑み、次の選任の前に任期切れとなり欠員状態が生じるのを防ぐためである。

例えば、~~4月1日から3月末までを会計年度としている法人で、~~定時評議員会を毎年6月末に行っている法人の理事の任期を例にすると、平成30年6月末の定時評議員会で理事を選任した場合の理事の任期は平成32年6月末の定時評議員会までの2年間となるが、平成30年4月中旬に行った臨時評議員会で理事を選任した場合の理事の任期は平成~~32~~31年6月末の定時評議員会までの~~±2年±2ヶ月間余~~となる。

2. 監事の任期

監事の任期についても、同様である。

3. 評議員の任期

評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する事業年度会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされる（法第41条第1項）。定款で「4年」を「6年」まで伸長することは可能（同項ただし書）。

問32 理事の任期を「2年」の確定期間とする定款の規定は許されるか。

(答) 1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであり、定款によって短縮することが可能とされている（法第45条ただし書）が伸ばすことはできない。

このため、理事の任期を「2年」とする規定を設けると、定時評議員会で理事を選任した場合は特段の問題はないものの、他方で、例えば、年度末の臨時評議員会で理事を選任した場合（3月末決算の法人が3月中旬の臨時評議員会で理事を選任した場合）には、理事の法定の最長の任期を伸長することとなる。

2. したがって、そのような規定を設けることは適当ではない。

4. 内閣府「第29回障害者政策委員会」が開催される

内閣府では、7月29日に第29回障害者政策委員会（座長：石川准静岡県立大学国際関係学部教授）を開催しました。

冒頭、7月26日未明に、津久井やまゆり園における大変痛ましい事件で犠牲になられた方々、一人ひとりを謹んで哀悼の意をあらわし、黙祷がささげられました。

その後、事務局より7月28日に開催された「障害者施設における殺傷事件への対応に関する関係閣僚会議」において、安部総理大臣より、厚生労働大臣を中心に関係閣僚が協力して、施設の安全確保の強化、措置入院後のフォローアップなど、さまざまな観点から必要な対応を早急に検討・実行するよう指示が出されたことの報告がありました。

前回委員会の開催より、おおよそ7か月ぶりとなる今般の委員会では、障害者権利条約政府報告について、障害者差別解消法の施行について、持続可能な開発目標（SDGs）について、協議が行われました。

(1) 障害者権利条約政府報告（以下、「政府報告」）について

「政府報告」の説明に先立ち、外務省より6月14日にニューヨークの国連本部で開催された第9回障害者権利条約締結国会合において、障害者権利委員会選挙が行われ、石川准内閣府障害者政策委員会委員長（静岡県立大学教授）が我が国の候補として初めて 당선されたことの報告がありました。

政府報告については、前回（平成27年12月18日開催）の政策委員会以降、今年の1月～2月にかけて、パブリックコメントを実施し、6月末に国連に提出されました。今後、日本に対する審査の約半年前をめどに、障害者権利委員会より質問書（リスト・オブ・イシュー）が日本政府あてに届き、質問書への回答が行われます。その後、障害者権利委員会の会期中に、国連のジュネーブ事務所で日本に対する対面審査が行われ、委員会による提案及び勧告を含めた最終見解が採択されることとなります。

日本に対する審査の時期については、障害者権利委員会で提案国166か国中、1回目の審査が終了した国は40か国に過ぎず、審査待ちの国が滞留している状況であり、石川委員長からは、おおよそ4年後ぐらいに実施されるのではないかと、との発言がありました。

(2) 障害者差別解消法の施行について

本年4月より施行された障害者差別解消法にかかる取組状況について、法第17条に規定されている「障害者差別解消支援地域協議会」に関する設置・運営指針（概要）、設置の手引き（概要）、体制整備事業について、報告がありました。

（障害者差別解消支援地域協議会）

国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

（障害者差別解消法第17条）

また、地域の障害のある人や関係者の意見を広く聴取し、障害者差別解消法の円滑な施行に資するとともに、各地域における取組の促進と気運の醸成を図ることを目的とした「障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム」の各開催自治体の開催日程及び会場（予定）が示されました。

その他、地方公共団体における対応要領の策定状況、地域協議会の設置状況について報告があり未対応が多い中核市、その他の市区町村に対しては、今後、取組を促進していくとの報告がありました。

関連して、本年4月1日に施行された障害者雇用促進法の改正法について、引き続き、ホームページおよびハローワークにおける法定雇用率の達成指導や求人受理及び職業紹介時に事業主や障害者と関わるあらゆる機会を通して、周知・普及啓発に取り組んでいくことの報告がありました。

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）について

持続可能な開発目標（SDGs）は、2001年に採択されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際開発目標であり、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を達成期限とする包括的な17の目標と、これらを細分した169のターゲットが設定されています。

SDGsの理念は、我が国が推進する人間の安全保障の要素を反映した「誰一人取り残さない」ことであり、そのために相互に連携する17の目標に対して、政府に限らず、民間企業、NGO、有識者など、全ての関係者が総合的に取り組んでいくことが重視されます。

SDGsの中では障害分野にかかわる目標については、下記3つの目標が定められています。

〔持続可能な開発のための2030アジェンダ和文仮訳から抜粋〕

目標4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

目標8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。

目標11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

日本政府では、伊勢志摩サミットの開催前の5月20日にSDGs推進本部（本部長：安部内閣総理大臣）の設置を閣議決定し、同日に第1回本部会合を開催しました。

今後は、SDGs推進本部のもとで、国内実施と国際協力の両面により、積極的に取り組むとともに、そのレビューやフォローアップ、さらには国際社会の発信を着実にを行い、誰一人取り残さない、持続可能な世界の実現に向けて、貢献していくことの説明がありました。

〔内閣府〕ホーム > 内閣府の政策 > 共生社会政策トップ > 障害者施策 > もっと詳しく > 推進体制 > 障害者政策委員会 > 『第29回』

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/

5. 中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成受付を開始

中央共同募金会では、共同募金運動70年を迎えるにあたり、企業、団体や個人の社会貢献意識を受けとめて東ね、広域的に、また継続的に支援をつないでいくための「赤い羽根福祉基金」を創設しました。

「赤い羽根福祉基金」は、公的制度やサービスでは対応できない分野において、社会課題の解決のための新たな活動や仕組みを構築するため、中央共同募金会が民間社会福祉事業者や団体等による先駆的な取り組みを資金面で応援することで、誰もが支え・支えられる地域づくりをめざすものです。

この度、平成28年度助成の受付が開始されましたので、下記等をご参照のうえ、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

誰もが支え・支えられる地域づくりをサポートする

**中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」
平成28年度助成 応募要項（一部抜粋）**

助成対象団体

社会福祉・地域福祉の推進に寄与する団体で、法人格の有無は問いません。

ただし、営利事業を目的とする団体は対象外となります。

なお、応募時点で団体が設立されており、助成対象事業の実施体制が整っていることが必要です。

助成対象事業

下記の部門により幅広く募集します。

- | | | |
|-------------|-----------|--------------|
| 1 子ども家庭支援部門 | 2 高齢者支援部門 | 3 障がい児・者支援部門 |
| 4 災害関連部門 | 5 地域福祉部門 | |

各部門につき下記Ⅰ～Ⅲの事業・活動に対して助成します。

制度対象外のニーズや、将来にむけて今取り組むべき課題への対応、新たな社会支援の創出、ニーズに即した分野を超えたもの、全国的・広域的な広がり期待されるもの、複数の団体・関係機関と連携、協働する事業・活動を助成します。

- Ⅰ 支援事業・活動への助成
- Ⅱ 活動の基盤づくり、ネットワークづくりへの助成
- Ⅲ 調査・研究事業への助成

助成事業の対象期間

同一事業への助成実施期間は単年度から最大3か年（平成28年10月～同31年3月）とします。

平成28年度の助成額

Ⅰ～Ⅲ 共通して年間上限額 1,000万円

※ 助成事業は公的な補助（一部補助は除く）や他の団体による助成を受けていない経費を対象とします。ただし、他から助成を受けていても、経費の明確な区分が行われることを条件に、応募を可能とします。

助成対象経費

基本的に事業に要する経費を対象とします

（事業にかかる人件費等の管理経費を含めることが可能です）

応募期間・応募方法

平成28年8月8日（月）から平成28年9月5日（月）まで（必着）

提出書類

応募にあたっては、「助成応募書」表紙に記載した提出書類を送付してください。

詳細については、下記 URL により、「平成28年度助成応募要項」「助成応募書」をご覧ください。

[中央共同募金会 (<http://www.akaihane.or.jp/>)] ホーム > 新着情報一覧

> 『中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成受付を開始(2016年9月5日まで)』

<http://www.akaihane.or.jp/topics/detail/id/419/>

6. 全社協「ボランティア全国フォーラム2016」の開催(ご案内)

「広がれボランティアの輪」連絡会議では、ボランティア・市民活動を地域で牽引していく団体や個人の方々の全国的な実践交流、情報共有・相互研鑽の場となることを目的に、過去24回にわたり開催してきた全国ボランティアフェスティバルを引き継ぎ、「研究協議」の要素を重点においた「ボランティア全国フォーラム」を今年度、新たに開催します。

本フォーラムでは、「ボランティア・市民活動の未来をみすえる」をテーマに、ボランティア・市民活動の変遷、今、これからの共有し、5つの分科会による先駆的な事例をとおして、今話題になっていること、それを解決する手段等について考えていきます。

つきましては、下記等をご参照のうえ、積極的にご参加をご検討いただきますようお願いいたします。

1. 期 日	平成28年11月5日(土)～6日(日)
2. 主 催	「広がれボランティアの輪」連絡会議/社会福祉法人全国社会福祉協議会
3. 会 場	国立オリンピック記念青少年総合センター (東京都渋谷区代々木神園町3-1)
4. 参加申込期限	平成28年9月30日(金)
5. 参 加 費	5,000円(大学生以下は、1,000円) ※ 交流会費については、別途5,000円
6. 定 員 数	700名 ※ 定員になり次第、締め切りとさせていただきます

詳細については、下記 URL をご参照ください。

[広がれボランティアの輪 (<http://www.hirogare.net/>)] ホーム

> 『ボランティア全国フォーラム2016』

<http://www.hirogare.net/ボランティア全国フォーラム/>